

熊本県公報

号外 第 14 号
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県議会議員一般選挙の選挙運動費用の制限額……………(選挙管理委員会)	1
○直接請求の連署基準数……………(”)	1
○ ”……………(”)	2
○熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(”)	2
○熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本 県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程……………(”)	2

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定により、平成 19 年 4 月 8 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本市選挙区	6,648,200 円
八代市・八代郡選挙区	6,464,400 円
人吉市選挙区	6,396,900 円
荒尾市選挙区	5,842,600 円
水俣市選挙区	5,888,900 円
玉名市選挙区	6,330,200 円
天草市・天草郡選挙区	6,327,700 円
山鹿市選挙区	5,910,200 円
菊池市選挙区	7,411,200 円
宇土市選挙区	6,439,800 円
上天草市選挙区	6,233,100 円
宇城市選挙区	6,063,900 円
阿蘇市選挙区	5,941,800 円
合志市選挙区	7,374,600 円
下益城郡選挙区	6,671,800 円
玉名郡選挙区	7,112,000 円
鹿本郡選挙区	5,981,600 円
菊池郡選挙区	5,928,700 円
阿蘇郡選挙区	6,770,400 円
上益城郡選挙区	7,018,000 円
葦北郡選挙区	5,757,300 円
球磨郡選挙区	6,053,900 円

熊本県選挙管理委員会告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	29,973
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	316,434

その総数の 3 分の 1

499,535

熊本県選挙管理委員会告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（その総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	154,961
八代市選挙区	28,089
人吉市選挙区	10,028
荒尾市選挙区	15,603
水俣市選挙区	7,988
玉名市選挙区	12,088
本渡市選挙区	10,615
山鹿市選挙区	8,835
牛深市選挙区	4,745
菊池市選挙区	7,222
宇土市選挙区	10,200
宇土郡選挙区	5,447
下益城郡選挙区	23,066
玉名郡選挙区	20,331
鹿本郡選挙区	15,671
菊池郡選挙区	37,128
阿蘇郡選挙区	20,999
上益城郡選挙区	23,772
八代郡選挙区	13,105
芦北郡選挙区	7,459
球磨郡選挙区	17,300
天草郡上島選挙区	13,999
天草郡下島選挙区	9,261

熊本県選挙管理委員会告示第 28 号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程（昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「地域振興局総務部に勤務する吏員の職にある職員（同部税務課に勤務する吏員の職にある職員を除く。）」を「地域振興局総務部総務振興課に勤務する職員」に改める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 29 号

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程

熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県選挙管理委員会告示第 102 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。